

学校において予防すべき感染症

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、MERS、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス	発症日を0日目とし、発症後5日を経過するまで、かつ解熱後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症日を0日目とし、発症後5日を経過するまで、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の訂正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 【その他の感染症】 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、感染症胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 必要に応じて、校長が学校医の意見を聞き、第三類感染症としての措置をとることができる疾患

【参考】

インフルエンザの出席停止期間は、下記の表を参考にしてください。

	発症日	発症後						
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	経過観察	登校可能	
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	経過観察	登校可能	
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校可能	
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1	解熱後2	登校可能